

平成 25 年度行政監査〔普通財産(土地)の管理について〕結果に対する措置状況等

所管課：総務部 管理課

指摘事項等	措置内容又は措置方針等
<p>1 管理状況について (1) 財産台帳の整備等は適正に行われているか。 イ 都市計画道路（中央村松線）用地が、工事着手までの期間普通財産として台帳に記載されているが、路線が決定された道路の用地として取得された土地であるので、行政財産とするのが適当であると思われる。また、寒川東部臨海土地造成地 1 工区にも公衆用道路が台帳に記載されているが、これも行政財産であると思われる。</p>	<p>都市計画課の普通財産である都市計画道路（中央村松線）用地及び、港湾課の普通財産である寒川東部臨海土地造成地 1 工区公衆用道路をそれぞれの課の行政財産に変更した。（H26. 3. 31）。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>1 管理状況について (2) 維持管理及び利用方法は適切か イ 城山公園の法面に、以前宅地だったが、国土調査により山林に地目変更された土地があった。山林なら城山公園と一体で管理できないか所管課と検討されてはどうか。</p>	<p>管理課の普通財産である古町富士紡傾斜地を城山公園を所管している観光交流課へ管理替を行い、同課の行政財産として管理を行っていくこととした（H27. 7. 15）。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>1 管理状況について (2) 維持管理及び利用方法は適切か ウ 土居保育園隣接の土地が、保育園関係の駐車場として利用されているようであった。行政財産として管理できないか、関係課と協議されたい。</p>	<p>管理課の普通財産である土居保育園東側宅地の使用面積を按分し、土居保育園駐車場敷地としてこども課、また、土居クローケー場用地として高齢介護課へ管理替を行い、それぞれの課の行政財産として管理を行っていくこととした（H26. 3. 13）。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>8 むすび 長期にわたり貸付けを行っているケースが見受けられたが、普通財産が処分を前提としていることから、新規に貸付けを行う場合や契約を更新する際には当該財産を市が保有する必要性の有無を検討すると同時に処分の可能性についても検討されたい。</p>	<p>新規及び継続貸付は、財産の利用状況や貸付料等を総合的に勘案し、適当と認める場合にのみ行うことを徹底し、また、市が保有する必要性がない財産については、処分を促進するよう担当者会議等において周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>